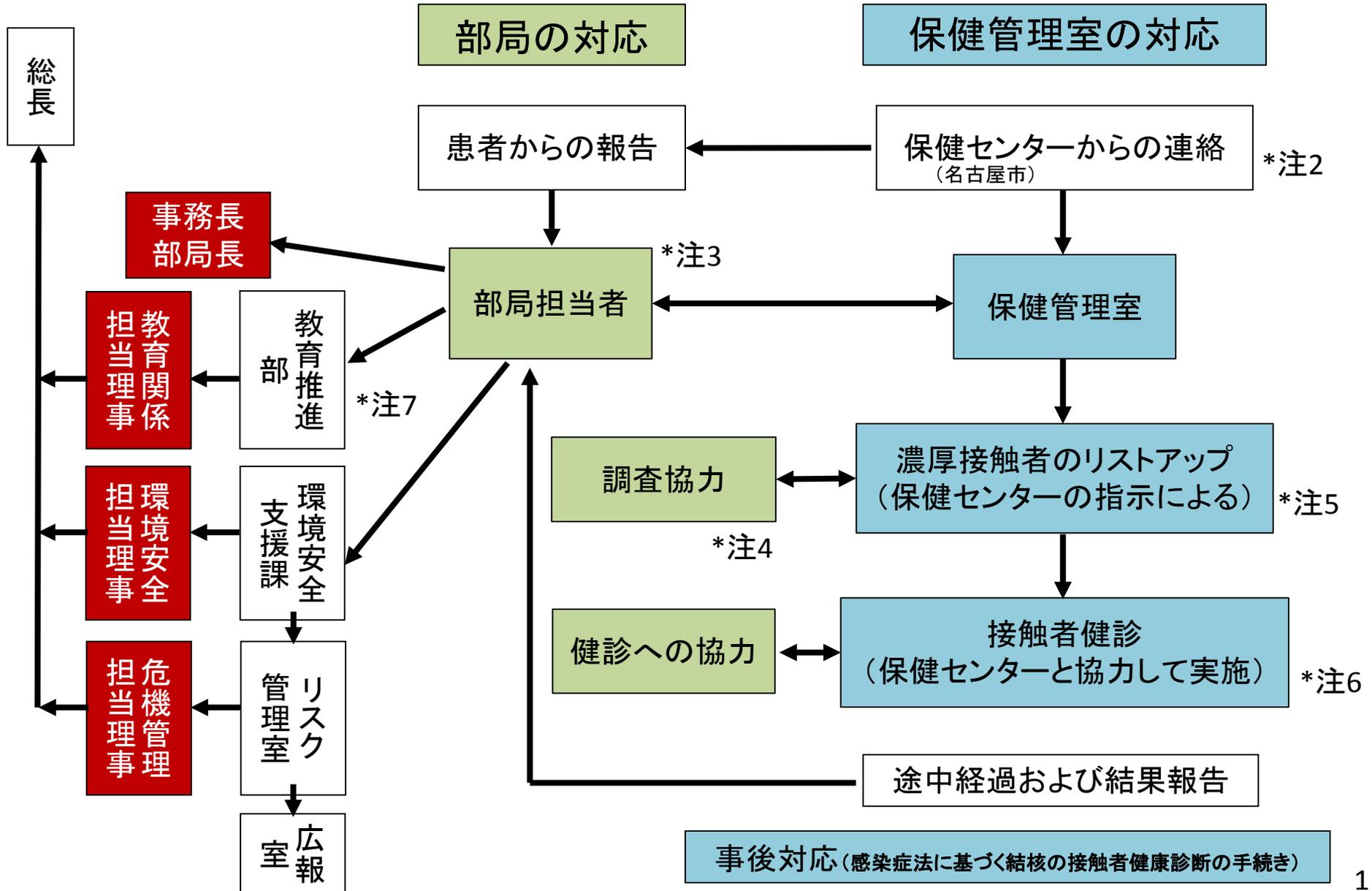


名古屋大学
感染症対応マニュアル
(附属病院を除く)

2018年7月

感染性結核対応マニュアル

*注1

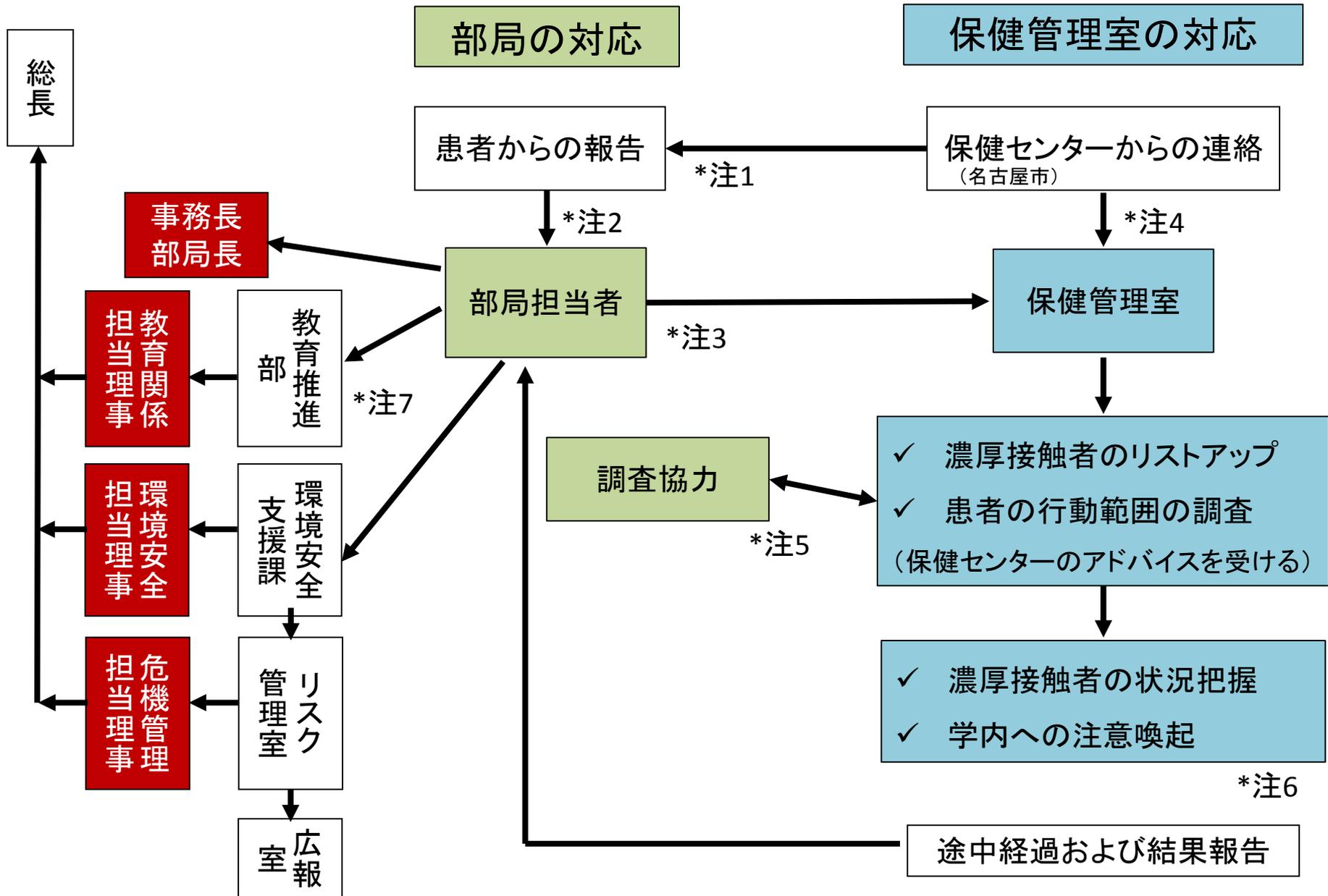


- 注1: 感染性のない結核は保健管理室と相談の上、静観(経過観察)する。
- 注2: 感染性のある場合は、保健センターから保健管理室に連絡がある。
- 注3: 部局担当者は結核患者の所属、学年、氏名等を把握し、診断書の提出を求める。
- 注4: 患者との接触の程度を調査するので、患者と同じゼミや授業出席者などの学務情報の提出が求められる。
- 注5: 感染症法に基づく調査および健康診断であり、目的は以下である。
1. 潜在性結核感染症の発見と進展防止
 2. 新たな結核患者の早期発見
 3. 感染源及び感染経路の探究
- 注6: 健康診断には胸部X線検査、IGRA(血液検査)などがある。通常は、接触の2ヵ月後にIGRA検査を行う。
- 注7: 患者が学生の場合は、教育推進部および教育関係担当理事へも報告する。また、就学上の配慮が必要な場合には、学生相談総合センター、留学生の場合には国際教育交流センターに協力を要請する。

留意事項

1. 感染性のない結核(周囲に感染が拡がるおそれのない結核)は、入院の必要はなく就学・就業してよいが、通院治療を続けていることを把握する必要がある。
2. 患者の個人情報の保護に努めるが、患者と接触したものの調査は個人情報保護法の適用除外である。
3. 感染しても、発病するのは10~15%程度である。

麻しん対応マニュアル



注1:保健センターは、患者本人と診断した医師に連絡する。

注2:患者あるいは指導教員などから連絡を受けた部局担当者は、患者の所属、学年、氏名等を把握し、診断書の提出を求める。

注3:部局担当者は保健管理室に連絡する。

注4:接触者の把握が必要と判断された場合は、保健センターは、患者本人に了解をとったうえで、保健管理室に連絡する。

注5:患者の行動範囲や患者との接触の程度を調査するので、患者と同じゼミや授業出席者などの学務情報の提出が求められる。

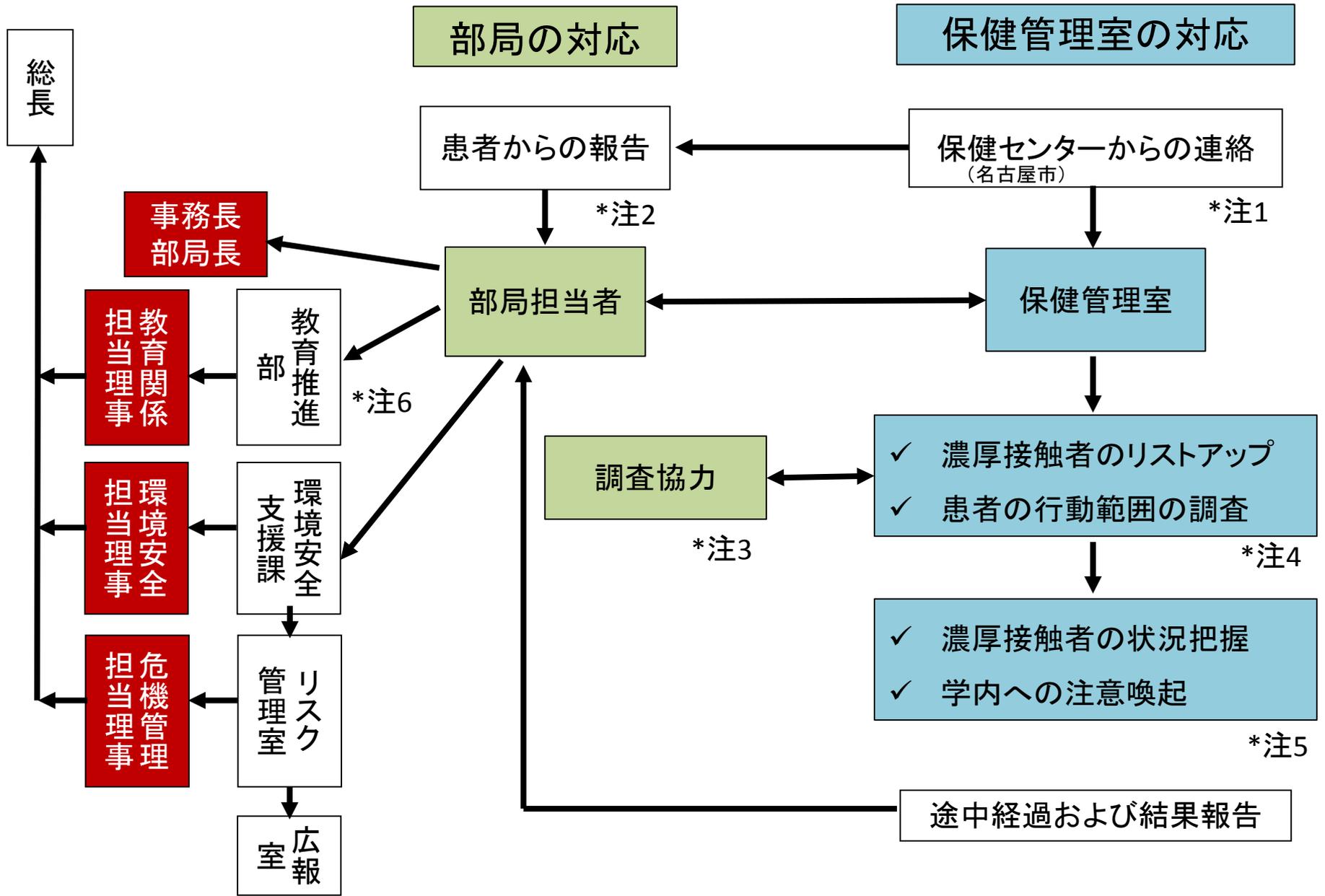
注6:学内への注意喚起は、保健管理室と総務部および担当部署(教育推進部または環境安全支援課)が協力して行う。

注7:患者が学生の場合は、教育推進部および教育関係担当理事へも報告する。また、就学上の配慮が必要な場合には、学生相談総合センター、留学生の場合には国際教育交流センターに協力を要請する。

留意事項

1. 患者本人の了解が得られない場合は、保健センターは大学(保健管理室、部局)に連絡しない。
2. 患者と接触したものの調査をする際は、できる限り患者の個人情報の保護に努める。
3. 麻疹ウイルスは感染力が強く、免疫がないものが接触した場合は、高い確率で感染し発症する。
4. 周囲に感染させる期間は、発疹出現の3~5日前から発疹出現後4~5日目までである。
5. 感染してから発病するまでの期間(潜伏期間)は、10~12日である。

新型インフルエンザ対応マニュアル



- 注1: 高原病性鳥インフルエンザと確定した場合、保健センターは、患者本人、診断した医師、および保健管理室に連絡する。
- 注2: 患者あるいは指導教員などから連絡を受けた部局担当者は、患者の所属、学年、氏名等を把握し、診断書の提出を求める。
- 注3: 患者の行動範囲や患者との接触の程度を調査するので、患者と同じゼミや授業出席者などの学務情報の提出が求められる。
- 注4: 名古屋市対策本部および保健センターの指示による。
- 注5: 学内への注意喚起は、保健管理室と総務部および担当部署(教育推進部または環境安全支援課)が協力して行う。
- 注6: 患者が学生の場合は、教育推進部および教育関係担当理事へも報告する。また、就学上の配慮が必要な場合には、学生相談総合センター、留学生の場合には国際教育交流センターに協力を要請する。

留意事項

1. 感染してから発病するまでの期間(潜伏期間)は、数日である。
2. 患者の個人情報の保護に努めるが、患者と接触したものの調査は個人情報保護法の適用除外である。